

豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 豊川市制施行 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を、市民との協働により実施するために、豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の認定
- (2) 記念事業の実施計画の承認
- (3) その他記念事業の啓発に関する事

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 12 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、互選により委員のうちから定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年 5月12日から施行する。